

8) 匿名で出産する女性とは？

匿名出産をする女性は、家族や知り合いが全くない、孤独な人が独りで来ることが多く、家族や友人と一緒に来るとはまれにあります。その場合、まず、家族と一緒に話を聴き、それから母親とだけ面接します。実際には、家族が匿名出産に関わることはまれで、匿名出産をその女性に説明をしたソーシャルワーカーに付き添われて来ます。女性が付き添いを望むからです。子どもの父親と一緒に来るともあります。

9) 匿名出産後に生みの母に認められた情報提供と匿名にする理由

匿名で出産しても、将来、子どもに会うことや、自分のことを書き残すことを女性達は受け入れていると思います。およそ半分の女性は、自分の名前を封筒の中に書き残しています。なぜなら、CNAOP から子どもが会いたがっているという連絡が将来あることを知っているのだから、彼女たちは情報を残すことを受け入れています。今は匿名を希望しても、その後、自分から希望して身元を明かすことも、この制度は可能にしているので、CNAOP へ手紙を出して、匿名を解除することを伝えることができます。身元を明かさなくても、子どもに与えたい情報を提供することも可能です。

出産を匿名にする理由を話すことも話さないことも、法律で認められている、と説明しますと、彼女たちは、なぜ秘密にしたいのかを話すことが多くあります。話さない場合も、子どもを育てることがいかに不可能かということを経験しています。その言葉を私たちは尊重しています。

CNAOP の制度が始まって 12 年経ちましたが、なぜ子どもに情報を与えることが重要なのかをわかる母親が増えていると思います。嘘をつくよりも答えられないことは答えられない方がよいということもわかっていると思います。無理矢理言わせられないことがわかれば、なぜ養子縁組をしなくてはならないのか、振り返って現実を理解する母親も多くなります。

10) 子どもを認知せず養子に出す理由

その理由は、単に恥じるとか、罪悪感があるというだけではなく、非常に複雑です。子どもを育てないという選択は一つの理由だけではないからです。匿名で出産する女性は、概して個人的な苦しい、悲惨な状況に置かれていて、非常に孤独な状態にあることが多く、家族がそばにいることはあまりありません。父親は子どもが生れたことを知らず、生れる前にすでに関係が終わっていることが多いのです。父親も同意して子どもを遺棄する場合もまれにあります。大抵は、母親がたった独りです。

11) ルーツをたどれない子どももいるのでは？

フランスの法律では、母親が自分のルーツを知られたくない場合、母親の権利としてそれを認めているので、子どもの知りたい情報が伝わらないことはもちろんあります。ドイツでは、それまで匿名出産の制度がなかったため、3 年間という期限で匿名を認め

る形で制度が作られました。その点がフランスとは非常に違うところです。

12) 近親婚の問題について

フランスでも、近親婚や近親者の養子縁組は禁じられています。ドイツが匿名出産を認めるようになったのは、近親婚を恐れる前に母子を保護する必要があったからではないでしょうか？ イスラム諸国が養子縁組を禁じるのは、近親婚を恐れるからだといわれていますが、フランスでは、子どもが殺されることや遺棄される前に、匿名出産を認めることで、認可された機関が子どもに家庭を与えるために援助します。フランスでも、子どもの遺棄は犯罪になります。子どもは誰の子どもかわからずに捨てられることになりますし、子どもの売買に母親が引き込まれる可能性もあるといわれています。

13) フランスの匿名出産制度の目的

2002年の匿名出産に関する法律は、子どもを保護すると共に、母親が悪い状態に陥らないように考えています。この制度では、匿名だけでなく、母が後から子どもを認知し、養子に出すことも可能にしています。匿名にしなければ、養子縁組ができないわけではありません。匿名にしなければ、母に関するすべての情報を得ることが可能です。

2013年のパリ県の統計では、53人の子どもが国家被後見子の資格を与えられましたが、そのうち、31人が匿名で生れた子どもです。その他に10人は匿名でなく生れた乳児ですが、親が養子縁組に同意して国家被後見子になっています。

関係法：生みの母の情報収集、寄り添い等に関しては、CASFL.226-6 と .L.223-7、R.147-22 条に規定されている。

報告者感想：フランスで親子関係のない子どもが国家被後見子の養子縁組に非常に多い理由を上記のインタビューだけでは、筆者はよく理解できなかった。それが、V章のCNAOPの事務局のインタビューにおいて Chabrol 氏が語った言葉から納得を得た。すなわち、フランスでは、匿名出産で生まれた子どもを、「生みの親に認知することを義務づけない。」ということである。認知しなければ、子どもは親子関係のない子どもとなり、生みの母と父はその身元を証明する必要もないわけだ。2002年の法改正では、その認知していない子どもに、生みの母自らが、その意思で身元を開示できる方法を定めたということである。フランスに親子関係のない子どもが多いのは、すなわち、子どもを産んだことイコール母になることを拒否する権利を女性にも、事情があれば、認めているということなのだ。

以下では、EPA が養子縁組前提で子どもを保護するとき、作成する引渡し調書のモデルを紹介する。調書1は産婦人科に置き去りにされた子どもの保護に関するもの、調書2は生みの母または病院関係者と面接して作成するもの、調書3は父母の同意を得て作成するもの、調書4は、孤児または親権が剥奪されたケースで作成する調書である。

子どもの引渡しに関する調書（2）

社会家族支援法 L224-4 条 1 号

県会を組織するパリ県の県会議長は

面接のとき得られた産婦について情報によって、

病院の産婦人科での情報によって、

以下の事項を知り：

- 子の出生（子どもの名前：_____、出生日：_____ 出生地：パリ _____）と身元を明かすことを拒否する生みの母：_____
- 当事者へ提供した以下の情報（通訳が同席して*）を考慮し、
 - ・国、地方自治体および社会保障組織によって制度化された各種の援助措置
 - ・社会家族支援法（CASF）の定める条項によって、子どもには後見が設置されること。
 - ・産婦が、後になって、身元の秘匿の開示を申請できること、この機密の開示の申請は、その子どもの法定代理人、成人した子、または子が死亡しているときは、直径卑属によるものとする。
 - ・子どもを児童社会援助機関に委ねた父又は母は、形式によらず、2ヶ月の期限まで、子の引き取りを申請できること。この期限を越えると、子どもは、国家被後見子家族会の同意を得て、養子縁組前提の委託が可能となること。
 - ・その子どもを機関に委ねた母又は父は、2ヶ月満了後、養子縁組前提で託置されるまで、その子どもの引き取りを要求できること。その場合、子の引き取りを許可する決定は、子どもの後見人である知事が、国家被後見子の家族会の意見を聴いて行なわれる。
 - ・民法 352 条によって子どもが養子縁組前提で委託された後には、いかなる引き取りも認知もできないこと。

県会議長は、生みの母の以下の申し出を記録する：

- ・母の身元を匿名とすることを明確に申請して**、
彼女が最終的に児童社会援助機関へ養子縁組前提で子どもを引き渡すことを申し出た。

本調書の日付で、本児は、国家被後見子の法的身分で、パリ県児童社会援助機関によって保護されるものとする。

本調書の抄本は、生みの母にも交付される。

委任によって

個人情報開示全国評議会派遣員

*通訳不在のときは削除する。

** 母が身元の機密を申請しない場合にはこの文章は削除する。

【 パリ県資料：調書3 】

付則

子どもの引渡しに関する調書 (3)

(子どもが父又は母によって引き渡される時記入すること)

社会家族支援法 L224-4 条 2~3 項

父の氏名： _____ または母の氏名； _____

私は、子どもの養子縁組を同意するために招かれ、同意の撤回条件となる猶予期間の説明を受けた後、以下の事項について説明を受けました。

- 2ヶ月の猶予期間内に同意の撤回を書留郵便で下記の養子縁組課宛に届け出ることができること。
- 2ヶ月満了後に、子の引き取りを請求することは可能であること。ただし、養子縁組前提で子どもが委託されてないことがその条件となる。引き取りの許可は、後見人が国家被後見子家族会の意見を聞いて行なうこと。同意の撤回が拒否される場合、父又は母は大審裁判所へ訴え出ることができること。

父又は母は、以下についての説明を受けたこと：

- 父又は母が2ヶ月以内にその子どもを引き取る場合、文書による養子縁組の同意の撤回をしなくても、同意は無効となる。
- 父又は母が同意を撤回しても、子を引取れないときには、子どもは国家被後見子の資格のまま保護され、家族会が同意すれば、養子縁組が可能になること。

以下に署名する私 (_____) は、本児
(_____ 子の名前) (_____ 生年月日)
の養子縁組に同意します。

私は、私の養子縁組の同意が撤回可能な条件およびその期間について確かに説明を受けました。

署名： _____

子どもを迎える

養父の氏名 _____

養母の氏名 _____

【パリ県資料：調書4】

Direction de l'Action Sociale, de l'Enfance et de

la Santé Bureau des adoptions

Sous-Direction des Actions Familiales et Educatives

54, Avenue Philippe Auguste

75011 Paris

子どもの引渡しに関する調書（4）

社会家族支援法 CASE. L.224-4 条、L.224-5 条、L.225-2 条（孤児または親権を剥奪されたケース）

以下に署名する私は、子どもが、

子の氏名： _____ 生年月日： _____

社会家族支援法 L.224-4 条を適用してパリ県児童社会援助機関に引き渡されることを宣言します。

私は、本児の親又は本児を引き渡した者に（通訳の立合いによって*）、以下の事項が説明されたことを宣言します。

1. 父母がその子どもを自ら育てるための援助を定めた各種の制度と援助について
2. この調書の日付から、本児は後見機関によって仮の国家被後見子の資格を受容されること
3. この日付から2ヶ月間は、形式を必要とせず、本児を直ちに引き取ることができること
その期間は、機関に子どもを委託していない父又は母には、6ヶ月有効となること。
4. その期限を越えれば、子どもは国家被後見子の資格で最終的に受容され、養子縁組計画が立てられること

国家被後見子の資格の撤回を認める又は拒否する決定は、民法 348-3 条 3 項および 352 条の条項を適用して留保される。ただし、撤回の決定は後見人が家族会の意見を聞いて行なうこと。

撤回が拒否されるときには、大審裁判所に訴え出ることができること。

撤回に関するすべての申請は、その子どもが養子縁組前提ですでに託置された後には、受理されないこと。

* 通訳不在ならこの記載は線で抹消する。

子どもを引き渡した者が申告したその他の事項：

本調書は、子どもを引き渡した本人にも交付される。

調書作成を作成した場所と日付：

有資格氏名：

届け出た者の署名

届出機関名印

V章 フランスの匿名出産制度とCNAOPの創設

一 個人情報開示全国評議会事務局長のインタビュー報告

2014年4月3日、Direction départementale générale cohésion socialeにある個人情報開示全国評議会事務所を訪ね、事務局長 Raymond Chabrol 氏から匿名制度について話していただいたことを逐語録の形で報告する。

■匿名出産制度の歴史：個人情報開示全国評議会（Conseil national pour l'accès aux origines personnellesCNAOP）は、2002年1月22日の法律で設置された機関です。フランスでは、すでに数世紀にわたって匿名出産が慣習として行われてきたが、なぜ今日のような形になったのかをまず説明したい。

匿名で出産し、生れた子どもの遺棄を容認することは、フランス革命のとき、国民公会で認められた（注1）。その後、1804年にナポレオンは最初の民法典を創り、その中にこの制度も取り入れられた。匿名出産は1904年の法律で定められたが、その後も何回かの法令改正を経て、現在の制度に至っている（注2）。

■個人情報にアクセスする国民の権利：注目すべきことは、1978年に重要な法律ができたことです。それは、すべてのフランス市民が、一定の条件で行政が作成した個人情報にアクセスできるようにしたもので、自分に関係ある行政資料があるのではないかと思う市民は、誰でもその開示を求めることができるようになった。もちろん、許可を必要とすることや時効もあるが、原則的に関係書類の開示を請求できるようになった。

匿名出産で生れた子どもたちも、子どもに関する個人情報もある筈だということで、出生時の健康状態や母親と家族に関する情報を記した行政書類の開示をこの法律にもとづいて請求するようになった。その結果、大人になってその書類を見ることのできた人達の話で、情報の中に、自分が遺棄された理由や出生や母に関する情報がそこにあることを不満として、匿名出産で生れた子どもたちの大きな運動が起りました。その結果、1996年に、匿名出産で子どもを産んだ母親が個人情報の書類の中に、自分の身元を明かした手紙を加えることを国は認めたのです。これが非常に重要な変化でした。

■CNAOPの創設：その後、2002年に Ségolène Royal 夫人が科学省にいた頃、CNAOPを創設する法案が起草され、2002年1月22日に可決された。それは、母親の秘密を守りつつ、身元を知りたい子どもたちの要求を考慮したもので、子どもに身元を明かすことを義務づけたのではなく、母親がその身元を自ら明かすことができるようにしたものです。そのことは、フランスに大きな変化を与えました。

CNAOPの活動では、CNAOPにおける調停制度と、各県に配置された派遣員による子どもの親たちに関する情報を聴取することを定めた制度が重要です。県は、子どもの書類を保管しているので、県の協力が重要となります。また、県には、子どもの保護に

携わるソーシャルワーカーや心理士が配置されているので、母への対応も適切に行えるということで、そういう県の機能に、国の機関である CNAOP の機能を加えることで、個人情報の開示という問題の解決が図られました。

■**対立する意見をいかに調整するのか**：匿名で子どもを産んだ女性の身元を明らかにする問題は、あらゆる観点で意見が分かれています。そのため、それらを受け止めて協議する機関が必要と考えられました。対立する意見には、子どもの親を知る権利を主張する様々の意見があり、他方で、女性が匿名で出産し、身元を隠す権利を主張するフェミニスト団体もあります。この二つの立場を和解させることは不可能なのですが、現実問題として匿名を希望する親に対して、国としてなにができるのかを調整する機関として、省庁間で協議できる場として創られました。そのため、匿名出産を希望する女性にどう対応するのか、子どもに関する情報はどんな事項で集めるのか、子どもが成長して、個人情報を見たいと言って来たときに、要求をどう実現するのかということを決め、さらに、親たちの居所を突き止めなければなりません。

■**CNAOP の親探し機能**： 父母を探すことは、非常に時間もお金もかかる大変な作業ですが、それを各県の機関に分散すると、機密を守れなくなるという問題がある。そのため、CNAOP という国の機関に多額の調査費を出して、子どもから親を探して欲しいという要請があるとき、父母の居所を突き止める仕事をここで行うことになりました。ここには職員が 8 人いますが、職員すべてが親探しの調査に携わっています。

子どもとその親の情報を記した資料は、県の行政機関や病院がもっています。養子縁組の審判がおりた場合には、審判書は裁判所にあり、養子縁組認可機関を通して縁組が行われたときには、その団体が書類を保管しています。

親探しは、個人の私生活を尊重して秘密裡に行われますが、それを可能にするため、フランス中の行政機関と病院等にアクセスする資格を CNAOP の職員は与えられました。例えば、1945 年に生れた子どもの母の出生時の資料から、その女性が心理学の学生だと分かれば、個人を特定せずに〇〇年に大学に登録している心理学の学生リストの提供を大学に求めます。警察とは違いますが、そういう資格がないとこの仕事はできません。この職員には、非常に大きな権限が与えられましたが、そのような権限がもし各県に与えられるとすれば、秘密を守ることは難しくなります。

■**CNAOP の派遣員**： 派遣員は、フランス全土で 250 人います。パリは多いですが、平均して各県に 2 人以上配置されています。そのどちらかが緊急に対応できるようにしているからです。派遣員には研修をして、その実務が指導されています。

■**2002 年以前と以後の意識の変化**： 2002 年の法律ができる以前には、匿名出産を希望する女性は、秘密は絶対に守られると言われて出産しているので、2002 年の変化に対し、

《私は国家に騙された》と言う人もいます。2002年からは、匿名出産の前に、新しい制度の説明を受けるので、たとえ身元を明かさなくても、子どもが自分を探しに来るかもしれない、と理解して出産に臨んでいるので、2002年前とは状況が違います。

それ以前のケースで、その後、結婚して子どもがいるような女性は、何年か経って、ある夜、電話がかかってきたとしますと、その意味が瞬時に分かるのだそうです。匿名出産が女性に大きなトラウマを与えているので、まるで雷に打たれたような反応をすると言われていました。ですから、間違っただけではいけないので、本当にその人が父親なり母親だと突き止める仕事は、非常に慎重に行われ、確信がなければなりません。心理的な配慮も必要とする難しい仕事です。CNAOPはフランス全土に及ぶ仕事をここだけで行っているため、安全を保障するために地方に支部もおいていません。インターネットも使いません。ほとんどの情報は私書箱に送られてきます。ただし、母親が見つかって、子どもがお母さんに会いに行くときに、県の派遣員に寄り添いを頼むことはありますが、母親の身元を調べる仕事はここしかできません。それがこの組織に課せられた使命です。

見つけたお母さんと、子どもの出会いを仲介する仕事は、母親と子どもが比較的近いところに住んでいる場合、その県の派遣員が支援することはあります。例えば、お母さんがリールにいて、子どもがマルセーユにいたとすると、その出会いはパリのCNAOPの中で行なうこともあります。

■統計にみる親捜しの申込み： 最初は、どのくらいの人数の子どもが調査を要請するのか、それが20万なのか40万なのか分かりませんでした。この機関に頼らなくても、自分で調べたり、父親がわかったので母親も判ったケースがあるので。

ここは、2002年9月から仕事を始め、年間約1000件の子どもからの親探しの申込みがあります。それから、約1200件の電話およびメールの相談が2000件ありますが、2002年以降に生れた子ども（現在、最高年齢で12歳）の申込みはなく、1940~60年代に生れた子どもたちのケースきりありません。2002年以降に生れた子どもの親はより見つけ易いのではないかと思います。例がないので比較できません。それ以前に匿名出産した女性を見つけることは非常に困難ではないかと予想していましたが、それが出来ることが分かったのです。

■どんな情報を基に親を探すのか： フランスの身分登録簿には、氏名、出生地と出生日が書かれていますが、それが全部揃っていれば、探し易いのですが、その一つが欠けていると非常に難しい。2002年以前の匿名出産は、100の要望のうち、生みの母の居所が分かったのは50%で、その50%の半分が自分の身元を明かして良いと承諾した女性です。つまり、このシステムで親の身元を知ることのできた子どもは25%と少ないですが、それ以前は親を知ることが全くできなかったのですから、少し進歩したといえます。

CNAOPに対して時間がかかるとか、CNAOPは役割を果たしていないという人もいます。しかし、母親が匿名出産のときに、真実の身元を明かさず、偽りを言うこともあ

ります。従って、2002年以後の状況もさほど変わらないだろう、母の言うことをそのまま記録するだけで、身分証明書を見せてもらうのではないから、その情報が確実ではないという批判があります。

子どもの権利を重視するか、母親の意思を尊重するかという二つの立場は一致しません。それは匿名出産に限らず、生殖補助医療で生れる子どもの生物的親を知る権利についても同じように紛糾しています。それで親を知りたいという子どもの権利と出産を秘匿したいという母の権利を両方が納得できる方法を見出すことが重要です。そのためこれらの立場を政治がどのように調整するのかということ、2002年の法律ができました。

■社会的変化と意識の変化と匿名出産の将来：一つ言えることは、昔に戻ることはもはやないということです。少しでも自分の出生に関する情報を子どもが知ることができるようになり、母親に会う可能性ができたことはやはり進歩です。この先、親の身元をもっと明かす方向でそれを進めるのかは、政治の委ねられた課題です。

もう一つ言えることは、自分から子どもに手紙を書く女性が増えたことです。それは社会が変化し、婚外子の差別がほとんどなくなっていることや、匿名出産で子どもを遺棄することへの非難も、以前に比べれば、減っていることと関係しています。だから、子どもに会うことを恐れなくてもいい状況になってきている。フランスの社会全体がこの問題をどう考えているのか、それを言うことは難しいですが、状況は変化しています。

■フランスで匿名出産が続けられる理由：フランスで、これまで何世紀も匿名出産が認められてきた理由は、未婚の女性が出産することが社会的に一般に認められないという大きな問題があったため、匿名を認めることで女性を保護することが目的でした。いまではそのような問題は全くなくなりました。では、なぜ匿名出産を現在でも続けるのかということですが、その一番大きな理由は、保健衛生上どんな母親でも医療施設において健康な状態で出産できるようにするためです。

いま匿名出産に関して議会で議論されていることは、匿名出産をした女性に身元を明かすことを義務づけ、子どもが成人したとき、それを子どもに伝えるべきだという意見があり、それに対して、そんなことをすれば、彼女達は病院に行かなくなるという意見があり、その対立を一致させることはできません。従って、ある時点で、ある状態において、それを政治が調整するほかないのです。この対立は、いま大きな問題として取り上げられていません。なぜなら、2002年にこの法律が制定されたとき、フランスでは非常に稀なことですが、国民議会も元老院も全会一致でこの法案を可決しているからです。

■匿名出産を実施する国は他にあるのか？：匿名出産は、現在、5ヶ国で実施されています。フランス、イタリア、スロバキア、ルクサンブルグ、それにドイツが最近、法制化しました。どの国も法律で規定していますが、規定の仕方が、国によって違います。その中には、母の身元を明らかにすることを義務づける国もあります。匿名で出産

し遺棄することを犯罪として扱う国もあります。社会によってこの問題への対応は非常に違います。イスラム教国では、子どもは遺棄されても、匿名出産はあり得ません。

フランスには、韓国からずいぶん沢山の養子が来ましたが、その中には、路上に遺棄された子どももいました。その場合、母親を探そうとすると、結構、簡単に見つかるので、映画が作られています。イタリアでは、完全な匿名が可能ですが、フランスのようにCNAOPのような機関はありません。この問題は文化的要素が非常にあるので、各国がそれぞれの形で決めるべきだと思います。

■匿名出産と遺棄される子ども： フランスには、年間、約600件の匿名出産の申請があり、子どもの出生は84万件、出生に対して1%以下です。それでも、自宅で出産して、臍の緒がついたまま遺棄される子どもは、年間10件くらいあります。その他に嬰兒殺もあると思います。匿名出産の600件のうち、半数はこれから生れようとする切迫した状態で入院するケースです。シモーヌ・ベージュ法(注4)ができてから匿名出産は物凄く減りました。それ以前のことははっきりと分かりませんが、数千はあったろうと言われて

■認知との関係： 匿名出産ができるのは、生れた時に「これは私の子です」と認知することを法律で義務づけていないことによります。通常の出生届では、父母の名前を書類に書き込むことで、その子どもの親であることを認知しますが、匿名出産では、それを義務づけていません。それで、匿名出産をできる国が増えていないのではないのでしょうか。

■親捜しはどんな手段で行うのか？： CNAOPのような機関はフランスにきりないですが、子どもの情報は県が保管しています。子どもから親を探してほしいという要望がCNAOPにあるときには、我々は、まず、子どもの情報を県または養子縁組認可機関が保管しているので、情報を提供してもらいます。その他に子どもが生れた医療機関からも情報を得ます。それらの情報は、匿名で出産した母親が言う通り、そのまま記録したものですから、正しい情報かどうかは分かりません。しかし、フランスの情報システムでは、矛盾しているのですが、その子どもに関する信用できるアイデンティティを、社会保障カードの中に残しています。生れたときにその子につけられた番号です。この番号からいくつかの情報が分かるようになっています。それらの情報にアクセスする権限がCNAOPに与えられているので、親捜しができるのです。

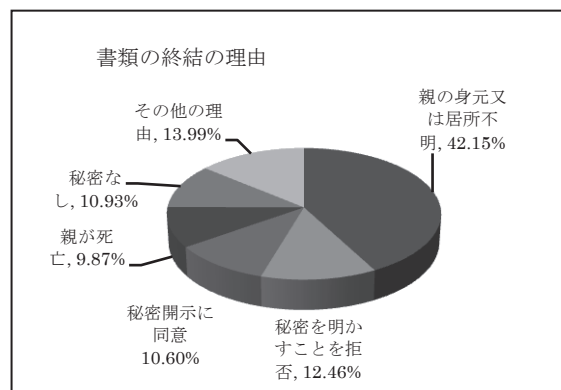
■CNAOPの仕事の難しさ： 仕事を通して感じるこの仕事の難しさは、情報を求めてくる人に母親を探せないことに理解が得られないことです。不満をテレビで述べて攻撃されることもあります。母親の中には、2002年以後でも、「私はなにも言いません」という女性もいて、情報を全く得られないこともあります。母親を探し出しても、「絶対、

それは私ではない」と言う女性もいます。そういう場合、法律は捜索を一回しか認めていないので、再調査ができません。母親の意思を尊重するためです。しかし、子どもが親を捜したがっていると聞けば、視聴者は「そうだ、そうだ、当然だ」と思う人が多いと思いますが、実際には、非常に複雑なものがそこにあるわけです。それでも、この方法で親を捜せるようになったことを私は進歩だと思いますし、バランスの取り方が批判されることも理解できます。

■親捜しの書類の終結とは： 2013年度のCNAOPの活動報告書に、機関が引き受けた親探しの調査書類の終結 *cloture* というグラフがありますが、この終結という言葉は、要請のあった生みの親の調査を実施して、何らかの形で連絡が取れた後、その調査を完全に終了するということをいいます。

これでこの機関の使命、調査は完全に終わりました、これ以上できることはなにもないということです。

終結には、完全に終結することと、一時的に終結する場合があります。一時的終結は、母親の居所が判ったけれども、彼女が身元を明かすことを拒否した場合あるいは、後になって身元を明かしても



よいと言って来る場合があります、生みの親を特定する情報が不足していて、身元がいま現在分からないが、後で判るかも知れないという場合を一時的終結としています(注5)。

10件ほどですが、そういう事例が実際にありました。ある事例では、母親が身元を明かしたのではなく、匿名で子ども宛に手紙を書いて来たことで、機関が仲介する文通が始まりました。ある時点で、「お子さんにちょっと会ってみてはどうですか」と奨めたところ、匿名同士で母子がここで面会したことがあります。そういう場合、時間がかかりますが、良い方向に向かうことがあります。また、匿名で交流する親子は、匿名のまま、その関係を続けることもあります。

■親が死亡しているときの対応： 2002年の法律では、親が活着している間と死後は身元を絶対に明かさないと認められます。二つ目は、親の意向を聞くと、「活着している間は明かしたくないが、死後なら良い」という場合です。三つめは、すでに母親が死亡していて、私どもが母親に質問できないとき、法的にはフィクションですが、死後はそのアイデンティティを子どもに伝えて良いことにしています。逆に、カナダのケベックでは、母親が死亡していたら、アイデンティティを子どもに伝えないと決めています。ケベックでは、自分の名前を明かさなければならないのですが、その書類が保管されているので、関係機関は見ることはできますが、母親が身元を明かすことを絶対に嫌だと言う場合は、死後も書類を見せてはいけないことになっています。

■**養子以外の申請者**： 養子である親が亡くなっていれば、孫が開示を申し込むことはできます。文書は永続的に保存され、各県の古文書資料館に保存されていますので、書類をそこで見せてもらえます。

以上で、Chabrol 氏のインタビュー報告を終わる。

【注記】

注 1：1793 年 6 月 28 日に革命時の国民公会は匿名出産をつぎのように定めている。《母の分娩費および産褥から全快するまで続く入院に必要なすべての費用は、国が支給する。その侵すべからざる秘密は、母に関するすべてに対して留保される。》 他方、母によって育てられない乳児は、各地のホスピスに設置された回転装置 tour に遺棄することが容認され、その後、多数の遺棄が 100 年にわたって行われたことが記録されている。この遺棄制度は出生率の低下に伴って 1904 年に廃止された。）

注 2： 1904 年の改正では、回転装置へ乳児を遺する制度を廃止したが、母の匿名性を維持しながら、母からの相談を昼夜受け、援助を提案する目的で《bureau ouvert》が設置された。現在の県の養子縁組課 (bureau de l'adoption) の前身と考えられる。匿名出産の制度は、その後、1941 年の改正を経て、2002 年に親を知る子どもの権利に応じて CNAOP が開設され、現行制度として整えられた。

注 3： CNAOP は、社会統合局の下部組織として設置され、法務省、外務省、地方自治体と海外県を管轄する内務省の各代表、各種の民間団体の代表、県議会の代表を評議会メンバーとしている。

注 4：中絶を可能にした 2001 年の法律、妊娠 12 週又は無月経の場合は 14 週までの中絶を無条件で認めた法律。

注 5： 2013 年度の CNAOP の活動報告では、完全な終結は 1943 件、一時的終結は 2604 件である。年間活動報告は CNAOP のホームページに公表されているので、誰でも見ることができる。

IV. 国際養子縁組の組織と国際養子縁組の現状と課題

1. Agence Française de l'Adoption (AFA) におけるインタビュー調査報告

2014 年 4 月 8 日、パリ市内にある国立国際養子縁組機関 (AFA) の事務局を訪ね、国際課の責任者の Arnaud Del Moral 氏からうかがった話を逐語録の形で報告する。

1) 国際養子縁組機関について

国際養子縁組に関係する機関は、フランスでは、「国際養子縁組に関する子の保護と協力に関するハーグ条約」(1993 年) をもとに機関が整備されています。この条約では、各国が自国の国際養子縁組に関わる中央当局を設置し、それぞれの国の中央当局と連携しながら、国際養子縁組を支援しています。フランスでは、外務省の中に中央当局を設

置しています。それを国際養子縁組サービス (SAI) とともに Mission de l'Adoption Internationale (MAI) とも言われています。この機関が各国の中央当局と関係を取りつつ、国境を越えて行われる国際養子縁組を調整し、支援しています。

国際養子縁組の実務機関には、民間団体と公立機関があります。民間団体には養子縁組認可法人 (OAA)があります。これには、「世界の医師団」のような大きな国際公益法人も含まれます。他方、公立機関は、ここ、Agence française de l'adoption (AFA) です。

2) 公立国際養子縁組機関 (AFA) の組織

AFA は外務省にある国際養子縁組サービス (SAI) を上部組織としています。AFA ほど大きな公立の国際養子縁組機関のある国は、恐らくフランスだけでしょう。イタリアのピエモンテ地方に同じような組織がありますが、規模はずっと小さいです。

AFA は 2004 年 7 月 4 日の法律で創設され、2006 年 4 月 1 日に開設されました。以来、この機関のあっせんで成立した国際養子縁組は 3200~3300 件になろうとしています。AFA の相手国は約 30 ヶ国になります。パリのこの本部には、現在、約 30 人の職員がフルタイムで働いていますが、他に、各県の養子縁組課に派遣員をおいています。

派遣員は、県から指名されて、ソーシャルワーカーがこちらへ送られてきます。派遣員の給与は県が負担しています。AFA は外国にも派遣員を配置しています。ベトナム、コロンビア、ハイチ、ロシア、ブルキナ・ファソ、マダガスカルに現在、います。現地で採用される外国の派遣員は、大抵、その国の文化とフランス文化を知り、二ヶ国語を話します。フランスで仏語をマスターした人もいれば、自国で学んだ人もいます。

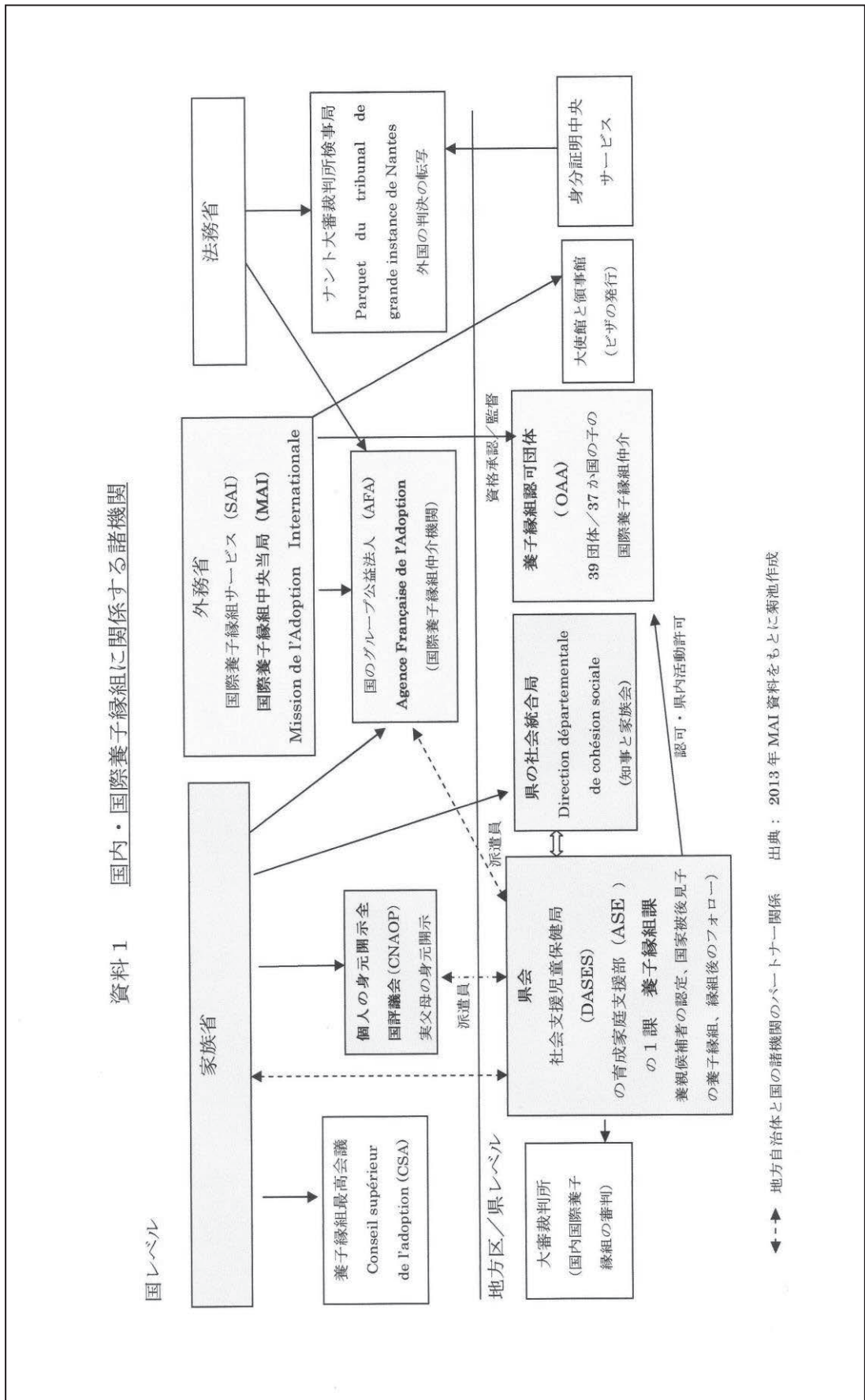
AFA は、グループ公益法人として組織化されていますが、フランスのいくつかの省庁が関与している国レベルの組織です。グループ公益法人は、1970 年代後半につくられたフランス特有の法人で、AFA 以外にもいくつかの組織があります。AFA は、法律で最初からその活動が認められているので、官庁の審査で許可が取り消されるようなことはなく、外務省の国際養子縁組サービスに直属し、内務省、外務省、法務省、家族省の代表から構成される理事会 **Conseil d' administration** の方針にしたがって活動しています。内務省は、海外県の養子縁組機関を管轄し、外務省は、なおフランス人になっていない外国の子どもの入国/出国に関係します。

■AFA の内部組織 : AFA の事務局長は、現在、裁判所の判事の資格をもつ女性です。局長補佐は、県の児童社会援助課の元責任者で、内務省や家族省の大臣のアドバイザーをしていた方です。

その下に 3 課があり、一つは、財務関係の仕事をしています (職員 7 人)。もう一つは、養子縁組を希望する家族に情報提供し、寄り添い、県と連携する仕事をしています (職員 6 人)。そのうちの 1 人が医師で、心理士も 1 人います。

3 つめが国際課で、そのチーフを私です。この課では、外国の子どもの養子縁組希望者の縁組手続を支援しています。この課には 12 人の職員がいます。私たちは、世界を 4

資料 1 国内・国際養子縁組に関する諸機関



◀---▶ 地方自治体と国の諸機関のパートナー関係 出典：2013年MAI資料をもとに菊池作成

つのグループ、①アメリカ、②アフリカとカリブ海諸国、③アジア、④ヨーロッパに分けて仕事をしています。

- ・ アフリカとカリブ海諸国は地理的に離れていますが、いろいろな点で共通するところ多いので、同じグループに入れています。カリブ海諸国には、ハイチ、ドミニカ共和国等が入ります。
- ・ アメリカには、チリやペルー等が含まれます。
- ・ アフリカでは、昔はマリが多かったですが、現在は、ブルキナファソ、トーゴ、マダガスカル、ギニアなどが含まれます。アジアには、中国、ベトナム、インドとスリランカ等です。カンボジアはかつて非常に多くの子どもを国外に出していたのですが、いまは中止しています。ヨーロッパには、ロシアと東欧諸国が入ります。国際養子が多いのは、ブルガリア、ロシア及びリトアニアです。
- ・ そのほかに本国から家族を呼び寄せることの多い国があります。例えば、フランスに住んでいるイギリス人が本国の親戚の子どもを養子にする場合です。その場合、重要なことは、親族の子どもと養子縁組をするとき、フォローされなければいけないということです。ただし、それは、出身国が、二国間条約またはハーグ条約を批准している国の場合です。とくに、カリブ海諸国やマダガスカル、ベトナム、ペルーから来る子どもには、親族間養子縁組が多いのです。

■カンボジアの問題:カンボジアから来る子どもの養子縁組がかつては非常に多かったのですが、中止されている理由は、国際養子縁組に出してはいけない子どもが養子に出されていることが分かったからです。カンボジアでは、養子縁組を規制する制度をつくらうとしていますが、施行できるまでになお法制度が整っていないため、カンボジアの子どもの受け入れを中止しています。カンボジアはハーグ条約に2008年に批准しましたが、国際養子縁組では、国外に子どもを出す前に、国内で養子縁組ができる子どもは外国に出さないという条約の原則があるのですが、それをどう作るのか、なお法制度の改正ができていない状態です。それができれば、受け入れが可能になります。

3) 最近の国際養子縁組の変化

■国際養子縁組の減少について

図2は、2002年から2013年までの主要な受入国の国際養子縁組数を示したもので、全体として、どの国も最近は減少する傾向がみられます。これを2005年を起点として養子縁組の増減の比率を表したものが図3です。図3では、イタリアだけが増加し、他の国は大きく減少しています。フランスは2005年の4136件をピークとして、2013年には1343件と激減しています。

図2 過去10年の主要受入国の国際養子縁組の変化
(AFA資料)

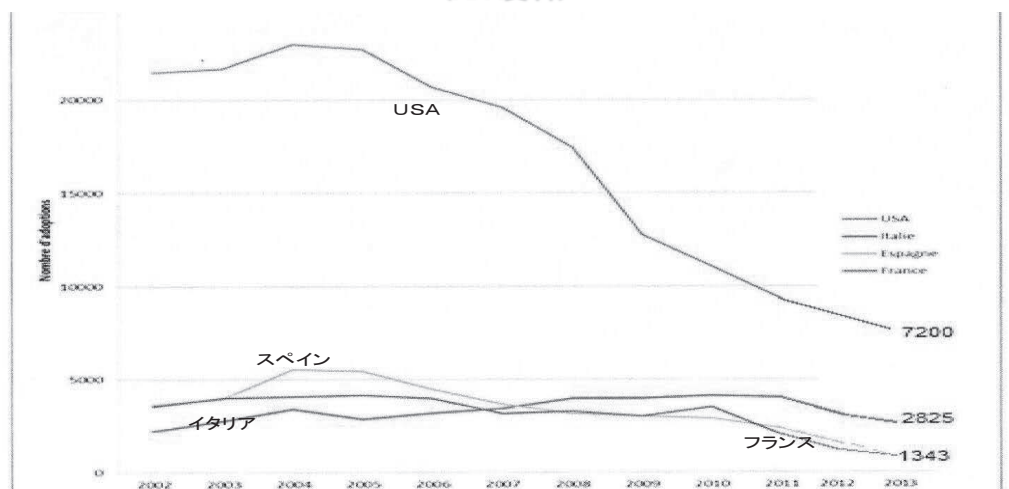


図3 2005年を起点とした主要受入国の国際養子縁組の増減の比率
(AFA資料)

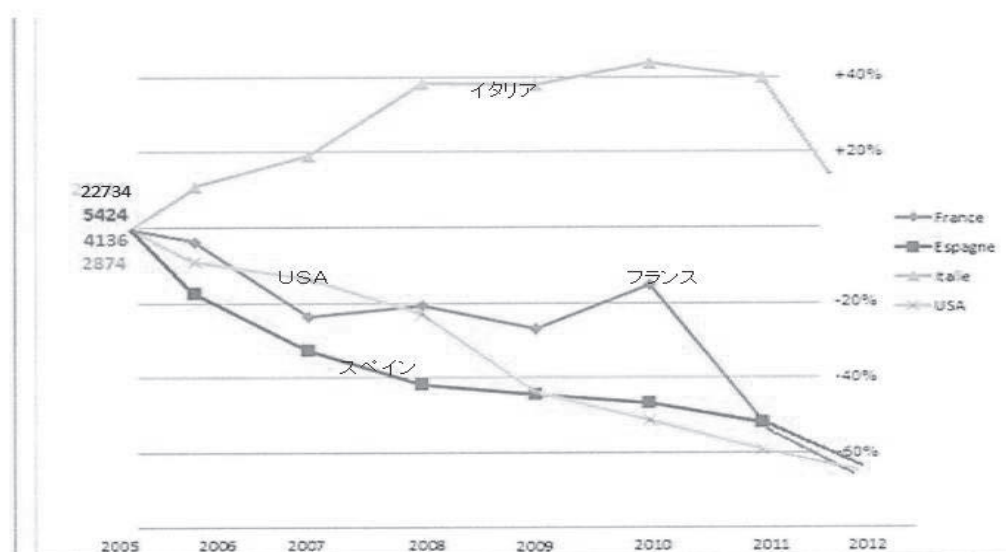
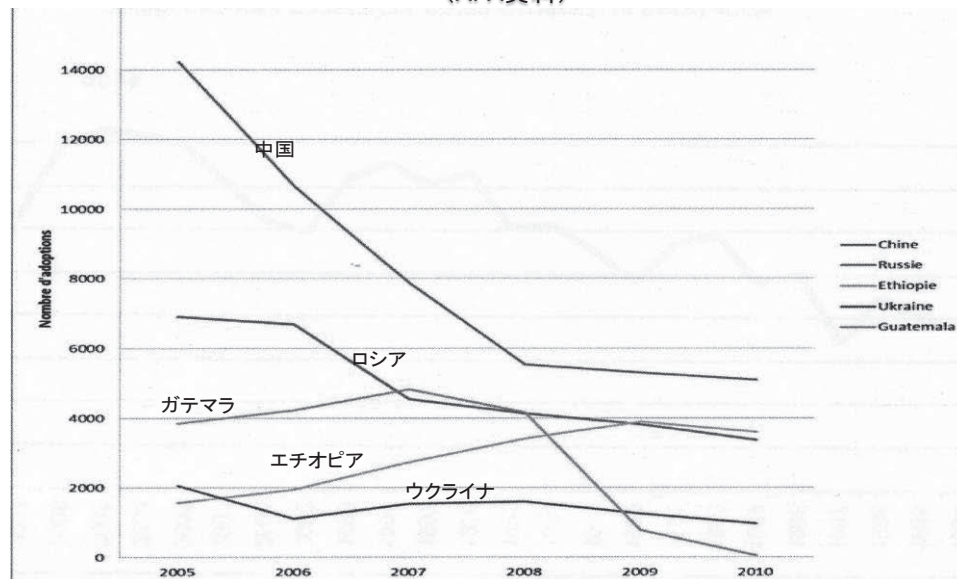


図4で、子どもの出身国別に傾向を見ますと、2005年には、中国が14000件以上ありましたが、2010年には6000件以下になりました。中国では、国際養子に出す子どもが4分の1に減っています。ロシアもかなり減りました。ガテマラは2007年までは増加していましたが、2010年はゼロです。なぜかと言いますと、子どもの売買の問題があったため、ガテマラからの国際養子縁組をフランスでは中止しています。

その他、ハイチも養子縁組が多かったのですが、2011年の地震で混乱しているのを、受入を中止にしています。ベトナムも2005年には非常に多くありましたが、ハーグ条約を批准した2011年以後は減少し、国内の養子縁組が増えています。中国も同様です。中

国はこの間に経済的に非常に発展し、国内養子縁組の可能性が増えました。そのため、中国が国際養子にする子どもは、障害や養育の難しいスペシャルニーズの子どもが多くなりました。

図4 最近の主要出身国における国際養子縁組の変化
(AFA資料)



今、コロンビアでも、国際養子縁組に反対する動きが起きています。それは、コロンビアほど多くの子どもを国際養子にしてきた国はなかったからです。その他に多くあったのがガテマラでしたが、それが、7、8年前に全くなくなりました。なぜなら養子縁組が犯罪組織によって行われ、国際養子になる子どもを得るために、若い女性を強制的に出産させていたという事実が分かったからです。コロンビアはそういう問題はないのですが、国際養子縁組がいろいろな形で不正な売買や取引があるのではないかと疑いをもつ人が多くなっているためです。またコロンビアほど沢山の子どもを外国に養子としている国は周辺にないために、なにか不正があるに違いない、あるいは養子縁組中央当局のコントロールが十分ではないのではないかとメディアで叩かれました。中央当局は、きちんとフォローしていたのですが、子どもが養子縁組で沢山外国に行くこと自体が国民感情を非常に傷つけるもので、子どもの面倒を国が看られないということが、失政への批判に結びつけられるということがあります。ロシアでもそういう理由で、国粋主義者に利用されたといわれています。

ハイチでも沢山の子どもが養子として外国に出ていたのですが、大地震があったため、自然災害が起きた場合に、その子どもたちが本当に国際養子縁組に出せるかどうかを見極めるために時間が必要で、国が混乱状態にあるとき、養子縁組を進めると、間違いが起ることが多いので、一時的に中止しています。災害が起きると、その子どもたちがかわいそうだという気持ちから縁組希望者が増えますが、その子どもを本当に養子縁組

できるかどうかを知ることは難しいからです。

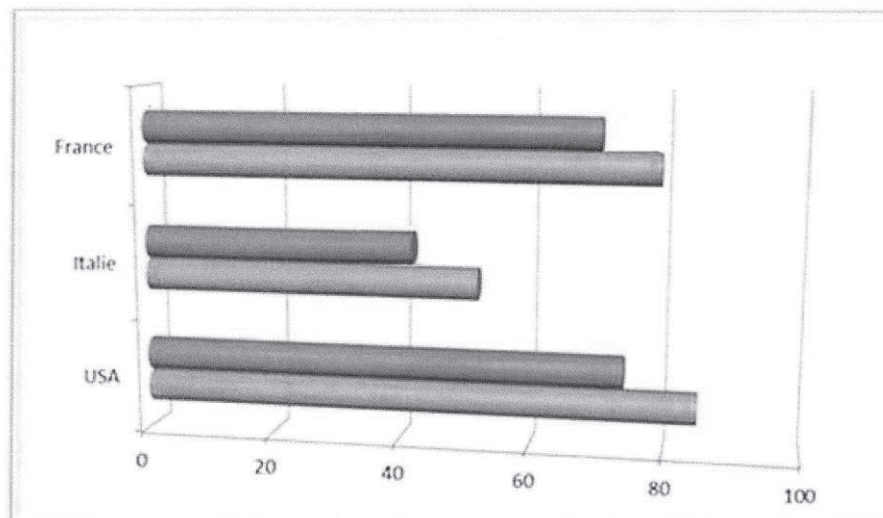
そういうわけで、国際養子縁組はよく管理されたものでなければなりませんし、家族が子どもを欲しいというだけで、誤った方向に向かわないように、家族を導かなければいけないので、そのために権限ある機関と現地の状況をよく知った者と機関の調整が必要となります。

■国際養子の対象となる子どものタイプの変化： 国際養子縁組では、自国で養子縁組のできない子どもを外国の家族に委ねるということになりますと、対象となる子どものタイプも変化しています。図5は、主要な受入国であるフランス、イタリア、USA において、3歳未満の子どもの比率を2005年と2012年で比較したものです。

フランスでは、3歳未満の子どもが2005年度では80%近くを占めていたのですが、2012年度は70%に低下しています。イタリアも米国も同じような傾向が見られます。ただ、イタリアではその割合がもともと低いために、図4で見るように、2005年から他の受入国に比べて、国際養子の割合が、逆に上昇し、その後の減少も緩やかです。なぜなら、イタリアは年齢の高い子どもを受入れる人が多いからです。それは、受入れ体制がアメリカやフランスに比べて、効果的につくられているからではないかと思います。

図5 3つの主要受入国における3歳未満児の比率の変化

AFA 資料



■国際養子縁組の申込後のAFAの対応： 養子縁組の認定証を交付された養子縁組希望者には、ここに来てもらうか、それができないときには、電話で家族と話し合って手続きを説明し、どこの国を希望するのか、養子縁組計画を明確にしていきます。縁組計画が明確になったとき、子どもの出身国毎の説明会が1日かけて行なわれます。養子縁組志願者の家族が健康に問題のある子どもでも受け入れてよいという場合には、その家族にこちらに来てもらって、医師を含むAFAチームと面接します。将来は、この

面接を県レベルでも行えるようにしたいと考えています。その面接には、医師や心理士が家族にアンケートをします。健康に問題のある子どもを受け入れることを希望する人には、準備を1日から1日半かけて行ないます。

■AFAに支部がないのか？ : AFAは国の機関ですので、ここにあるだけですが、各県に派遣員をおいているので、縁組希望者が全国から応募できます。ゆくゆくは地方にいくつかAFAの拠点を設けたいと考えています。フランスはアメリカやロシアのように国土がそれほど広くないので、養子縁組志願者に年1度上京してもらい、ここで作成したビデオなどを見てもらいます。子どものいる現地に行くには、飛行機で11時間かかるところもありますし、時差もあり、滞在費もかかるので、できるだけ情報をインターネットで得られるようにしています。県では派遣員が説明会を企画しますので、そこに参加すれば、そのビデオを見ることもできます。フランスの県は、ナポレオン時代にできた行政区で、県境まで馬で、一日で行ける距離160キロで区分されていますから、派遣員を中心に養子縁組志願者に県庁に集ってもらうこともできます。

4) 公立のAFAと民間のOAAの違いはなにか

県によってOAAのある数が違います。OAAはどこの県にも万遍なくあるわけではありませんが、AFAは、全県に派遣員を配置して国際養子縁組の可能性を伝えています。また、一つのOAAは2か国あるいは多くて6か国くらいの子どもの対象にしていますが、AFAは30か国の子どもを紹介できます。しかも、公的機関なので信頼があり、縁組費用も相手国とフランスの中央当局との間で調整して定めています。その点でもAFAは評価されています。

AFAが紹介する子どもは、ハーグ条約に批准している国の子どもですが、ロシアだけがまだ批准していません。その他の国はいずれも批准しています。ロシアはフランスと二ヶ国条約を締結して、2013年12月7日から施行しています。OAAは、ハーグ条約に批准していない国との養子縁組が60~70%を占めています。

もう一つの違いは、AFAを通して養子縁組する場合は、出身国の条件に合う養親志願者をその国に紹介します。例えば、結婚して5年以上経った夫婦を出身国が希望するならば、その条件に文字通り合った家族を出身国に紹介しています。それに対して、OAAでは、独自に条件をつくって、厳しく選別しています。AFAでは、特別に基準を定めず、選別もしていません。それで、AFAは基準が甘いと言われますが、それは出身国の求めている基準に従っているということなんです。

5) 個人的養子縁組の問題

フランスでは個人的養子縁組も認めています。これを認める国が少なくなりました。なぜなら個人的養子縁組では、機関による寄り添いができないからです。イタリア、アメリカ、ドイツ、イギリス、スペインでは、個人的養子縁組はなくなろうとしています。